Ⅱ、教育問題全般に関わる質問（ノーカット版）

【文科省出席者】 7名

弟子丸知樹　総合教育政策局　教育DX推進室　DX企画係長
水島　淳　　初等中等教育局　初等中等教育企画課　専門官
矢野正敬　　総合教育政策局　教育人材政策課　教員免許企画室室長補佐
岡村　眞　　総合教育政策局　教育人材政策課　教職員研修係長
田端　紳　　総合教育政策局　教育人材政策課　企画係長
池田真信　　初等中等教育局　教科書課　教科書検定調整専門官
古島裕太　　大臣官房　総務課専門官

【事前質問に対する回答】 １～６ （約18分）

○司会（深澤） 「Ⅱ．教育問題全般に関わる質問」に入ります。

【回答】 弟子丸知樹（総合教育政策局教育DX推進室推進室DX企画係長） 1（1）（2）

1のICT教育についてのご質問についてです。とくに教育データの利活用についてのご懸念いただいていると承知しております。教育データの利活用によって、子どもたちの様々な理解に繋がったり、学校の先生方にとってきめ細かい細かな指導・支援につながるので、教育の質の向上につなげていくことが必要かなと思っているところです。実際に学校の先生方などから教育データの利活用を進めて良いころがたくさんある、実際に子どもや先生方の助けになっているとは、多く積極的に取り組みを進めるべきというお言葉はいただくことが多い、というふうに思っています。

一方でいただいておりますように、教育データの利活用について、個人情報であったりセキュアリティーであったり、プライバシーの課題などということについては、認識をしているところでございます。いただいている質問（1）「教育データの利活用」についてお答えをさせていただきますと、記載いただいている「同意の必要な場面」ですとか、プライバシーの確保等に関する懸念についても課題を解決していけるよう現在検討を進めておりまして、我々の方でＱ＆Ａ集の作成を進めている所です。

加えて（2）について、IDについてですね、ご懸念をいただいているというふうに思います。このあたりについては、政府全体で今検討を進めている最中でございまして、新設されたデジタル庁や個人情報保護委員会とも連携して検討していくものであって、何か現時点で方針が定まっているというところではない、という部分をご理解いただければと思っています。いずれにしても教育データの利活用についてご懸念がないようにしっかり取り組んでいきたいと思っているところです。

【回答】 水島淳（初等中等教育局初等中等教育企画課専門官） 2（1）（2）

続いて2番の埼玉超勤裁判で争点になっている「給特法」に関する質問について企画課の水島から回答させていただきます。いろいろ情報提供していただき、ありがとうございます。

まずこれもご存知のところかとは思うのですけど、また後ろの方で「働かせ放題」と言われ方をしていることも承知しているのですけど、そもそも「給特法」のあり方というか性格的なところも含めて説明させていただきます。公立学校の教師の処遇を規定している現在の「給特法」の仕組みでは、教師の職務は、自発性・創造性に基づく勤務を期待するものが大きくどこまで職務に当たるか切り分けがたいという特殊性を踏まえまして、時間外勤務手当を支給しない代わりに、勤務時間の内外を包括的に評価するものとして教職調整額を支給しております。

またこれもけっこう現場とかで誤解が多いところであるんですが、基本的に給特法によりまして、時間外勤務命令を原則的に出さないことが前提となっております。ただこれも、聞いたことがあるかと思うんですけど、いわゆる「超勤4項目」ということで、実習であったり、行事であったり、職員会議であったり、あと非常事態の場合についてのみ、時間外勤務命令を出せるという仕組みになっております。そうした現状がありますので、基本的には残業させないというのが大原則なんですが、そういったものに限って、時間外勤務命令を出すことが出来るという仕組みになっているというの

が前提になっております。

ただ皆様、現場にいらっしゃる方があれば、日々実感されているところもあるかも知れませんが、一方「給特法」制定から半世紀が経過し、教師に求められる仕事の内容も変化しております。また、平成28年度に行った「勤務実態調査」におきましても、法制定当時の想定を大きく超える長時間勤務の実態が明らかになっております。こういったこともありましたので、令和元年に「給特法」改正しまして、上限、時間外在校等時間が月に45時間以下になるようにして下さいと、そのための、仕事の分担であったりとか、校長先生とか管理職は、勤務時間の把握であったり、そういったことをして下さいという指針を、法律に位置づけまして、各自治体の方で条例であったり規則であったりに規定した上でしっかり守っていただくような仕組みを導入いたしました。今年度も、勤務実態調査、8月と10月と11月に行っておりまして、こういったものの結果も踏まえながら、「給特法」の制度的仕組みを含めて今後検討していくことになっております。

また、裁判関係ですが、先日東京高裁で結果が出まして、原告敗訴という形にはなったので、個別の訴訟、まだ最高裁にあげると言っておりますので、特に何かそれにコメントすることはないんですけど引き続き見守りたいと思っております。

最後、もう一点（2）で、安全配慮義務について記していただいておりまして、大阪の地裁判決でということも聞いていただいております。これも大阪府側が控訴しませんでしたので、確定しているかと思うんですが、それも問題になったのは、長時間勤務があったこと自体というよりは、長時間勤務をさせてきて、管理職がそれに対して配慮、業務の割振りであったりとか、縮減させるとか、そういったことをしなかったことに対する安全配慮義務違反が指摘されております。なので、管理職というのは、責任ある立場として、教職員の時間管理だったりとか、業務の割振りとか含めて心身ともに壊さないように留意していただければと思っております。

【回答】　池田真信（初等中等教育局教科書課教科書検定調整専門官）　3.

3番の教科書検定についてお答えさせていただきます。ご指摘の昨年開催しました説明会につきましては、昨年4月の閣議決定された答弁書について、その内容等を発行者が確実に把握し、必要に応じて訂正申請することが可能となるよう必要な情報を提供するという目的で行われたものでございまして、訂正を行うような圧力をかけたものでは決してございません。

いずれにしましても文部科学省としましては、教科書検定制度に則りまして今後とも教科書検定を適切に行って参りたいと思いいます。

【回答】　矢野正敬（総合教育政策局教育人材課教員免許企画室室長補佐）　4（1）

教員免許更新制につきましてですが、こちら制度としては教師の学びの機会の拡大であるとか、大学のおける教師の資質能力の向上に関する関与の拡大など、更新制が一定の成果をあげてきたと認識しております。一方で10年に一度の講習という頻度では、常に最新の知識・技能を学び続けることと整合的でない、ということであるとか、更新講習どうしても座学を中心とした講習を実施しておりましたので、現場に即した学びの実施が困難といった課題があるというふうに認識しております。そのため教員免許更新制のもとで大学が形成してきた良質な教育コンテンツを継承しつつ個々の学校現場へニーズに即した新たな研修システムを構築することになりまして、これからの時代に必要な教師の学びを実現させることとして、現行の教員免許更新制を発展的に解消する法改正を審議いただいたところでございます。本年1月に公表しました教師不足に関する実態調査においては半数以上の自治体が免許状の未更新または更新手続の負担感などによりまして、臨時的任用教員を採用できなかったことを、教師不足の要因の一つとしてあげているというふうに承知しております

一方で、今回の教員免許更新制の発展的な解消によりまして、いわゆる現在教壇に立っていない免許保有者、特に休眠の方については何らかの手続もなく、そのまま有効な免許状として使用できるものですから、産休・育休代替等の臨時的任用としての採用をよりしやすくなったというふうに認識しております。教員免許更新制の導入や今回の発展的解消にあたりましては、有識者や関係団体への意見聴取や各種調査なども含めまして、さまざまな観点から検討を行ってまいりました。その上でまとめられた中央教育審議会の答申や審議まとめを踏まえて、制度の設計を行ったとこ

ろでありまして、これについて、適切なプロセスが踏まれたものというふうに考えております。

【回答】　岡村眞（総合教育政策局教育人材政策課企画係長）　4（2）①②③

続きまして、研修についてです。研修実施者、指導助言者についてですが、こちら、今年度の5月に改正された教育公務員特例法によって規定されております。

研修実施者とは研修を行う主体となります。教育公務員特例法第20条に規定されており、市町村が設置する中等教育学校の県費負担職員の場合は、当該市町村の教育委員会、中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他校長及び教員の場合は原則任命権者です。また、指導助言者とは、県費負担教職員の場合は、市町村教育委員会、その他の校長および教員の場合は任命権者です。教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施します。このふたつはいずれも、手当等は法改正によって新たに定められているということはありません。また、両者の間に職階を設けるということもしておりません。教員研修計画につきましては、教育公務員特例法22条4項※（1）につきまして、任命権者は、3項において※（2）定められている指標を踏まえて定めることとされています。校内研修の研修計画については任意での作成が可能です。平成27年には、校長のリーダーシップの下、研修リーダー等を校内に設け、校内研修実施計画を整備、当該計画に即して教員の自立的主体的な学習意欲を尊重しながら、研修チームを設けるなどして、組織的継続的な研修が行われることを期待する、とありますので、任意で作成可能というところです。

2つ目の、「研修記録」に関するところですが、教員の「研修等に関する記録」は来年の4月に義務づけとなります。こちらは任命権者への義務づけとなりますので、都道府県指定都市等の条例等によって適切な管理が求められます。任命権者が管理する「研修等に関する記録」については教員個々人の個人情報に該当しますので、当該個人情報に関する扱いについては、個人情報保護に関する法律に基づき適切に対応することになると承知しております。また、今回の法改正により教育委員会が行う研修等に関する記録は、校長等の管理職による各教師の資質の向上に関する指導助言の際に活用されるものですので、人事評価とはその目的は異なるものです。ただ研修等に関する記録自体や研修の量そのものが、人事評価に直接反映されるというものでは決してありませんが、研修を行った結果として各教師が発揮した能力やあげた業績については、人事の評価の対象になるものと想定されております。

最後の教員研修の実施の必要性等の話ですが、こちらにつきましては、一人一人の教師が自らの専門性を高めて主体的に研修を行うために教師の意欲と主体性を尊重することも、それも重要なことと承知しております。研修履歴を活用した、対話に基づく受講奨励の仕組みについても、この考え方は同様ですので、教師と学校管理職が、これまで研修履歴を活用しながら対話を行い、それを踏まえた研修の実施や今後の奨励を行うことを基本と考えております。

※＜記録者注＞　条文の引用の誤りと思われる。

下線部（1）:『教育公務員特例法』22条に4項は存在しない。「22条の4」の誤り。

下線部（2）: 上記に同じく、「22条の4」の誤り。

【回答】　田端紳（総合教育政策局教育人材政策課企画係長）　5（1）（2）

続きまして5の教師不足の問題について回答させていただきます。教師不足の要因については、（1）（2）というふうにいただいておりますが、文部科学省が昨年度実施しました教師不足に関する実態調査では、令和3年度の年度当初時点で、2500人以上の教師不足が発生したこと、あと、今年度については網羅的な調査結果は現時点では未だ行っていないものの、別途6県政令市で意見交換を行ったところによりますと、今年度も依然として厳しい状況が生じているということ。また、民間等の調査でも厳しい状況が生じているとの報道がでていることは我々としても承知しているところでございます。

次の（2）と重なるところもあるのであわせて回答さしあげますが、教師不足の要因としましては、昨年度実施ました調査でも、また今年度ヒアリングした結果でも、大量退職と大量採用に伴うものと、さらには特別支援学級等の見込み以上の増加によるなど、教師需要の見込以上の増加という側面が非常に大きいものと考えらております。さきほど申し上げた近年大量採用によって、大学を新規卒業した教員免許所有者以上に採用を拡大してきた側面があり、そうしたこ

とにより既設で採用試験を受けてきた層というものが、引き続き減少し続けてている、というところがあります。それによって採用倍率が低下等が起きているところでありますが、講師協力者がなくなっていることというのが、背景にございます。こういう状況を踏まえて、見込み以上の増加が発生してきたということがありますか、より長期的な教員の採用者数について精度を高めていくことこれは文科省としても長期的に促していくところでございますが、加えてみなさんご存じのいわゆる教職がブラックであるという話がありまして、それによって教師をめざす層が減っているという側面も当然ございますから、その部分は教師の働き方改革を引き続き進めること、処遇の改善について検討を進めること、を行っていき、引き続き教師を目指してもらう層というのを増やしていくための取り組みというのを文科省として進めていきたいと考えております。

【回答】 古島裕太（大臣官房総務課専門官） 6.

最後6、についてでございます。安倍元首相の国葬の弔意の関係でございますけど、先週、松野官房長官が発言されております通り、今般の国葬儀の実施にあたりましては、国民一人一人に弔意を求めるものであるといった誤解を招くことのないように地方公共団体や教育委員会等の関係機関に、国の方から弔意表明の協力方お願いすることはない、と言うことでございます。

【会場からの質問】 1．2．4．5．3．6． （約11分）

○司会　何人いますか、Zoom入れて5名。じゃ1番から。

○外山　ICTに関しては、ほとんど回答がなかったというそういうことなのですが、これだけのものロードマップをつくって、答えられるものがないということにはちょっと信じられないですが、Q＆Aを今作成中ということなのですが、とりあえずいつまでに作成されるのかをお聞きしたいと思います。その際に個人情報保護とかプライバシーの件、これらをきちんとしっかり検討して欲しいなと思います。

それから、学習者の識別子、IDですね、これを設定するところがおそらくこれを主体的に担うことになるだろうと思いますけれど、それが文科省なのか経産省なのか或いは総務省なのかデジタル庁なのか、或いは各自治体でやるのかということがわかりません。どこが主体的にやるところなのかそれを明確にしてもらいたいなと思います。

それからマイナンバーについての、回答もありませんでしたが、紐付け、学習者のIDとマイナンバーを紐付けるということについても、回答も全然ないのでしょうか。「転校時のデータの持ち運び」それ以外に他にも理由はないんですか。これだけで紐づける理由が私にはわかりません。

○花輪　2番について質問します。先ほど大阪の事例で、校長の健康安全配慮義務が認められたと、それは公務災害が認定されたからですけど、現に行われている常態化している超勤、教員の労働、これは勝手にやっていると言えるのでしょうか、管理職の安全配慮義務がきちんと行われていない結果ではないか。その義務について、どうお考えでしょうか。

2番目に、「教員の職務の特性」と仰いますが、私立や国立とどこが違うのでしょうか。ご存知と思いますが2月に労働基準監督署から国立大付属高校に未払い賃金2592人15億なにがしの支払いが命じられています。国立と公立とはどこが違んだというのを伺いたい。

3つめですが、2019年の給特法改正の時の参議院の附帯決議に「2～3年後を目処に、教職員の勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき所要の措置を講ずる」とあります。今年もう3年たっておりますけれども、どのような措置が講じられるのか、どのような段階であるのか、お答え願いたい。

○青木　まず第1点として、文科省は「指針」を作成するとなっていますけど、「指針を斟酌して」「指標」を教育委員会が作ると、法律上そうなっていますが、「指針」を作成するのはどういうふうに作成するのか全く分からないのでその点お伺いしたい。

第2点、実際このように学校が研修浸けになると、ただでさえ忙しい教員がこれからますます研修で忙しくなる、というように思うわけです。教員の多忙化と研修との関係をどのように考えているのか。やっぱり私は、

研修は自主的なものであって、そのためには余裕を持たせる、教員の自由な時間を作ることが大事じゃないかと考えています。以上です。

○永井　5番の教員不足について質問します。いろいろ2000人を越える教員不足でありますが、色んな原因があるんだみたいなことでありましたが、私がここに指摘したのは、2000人を超えると言うことは、憲法で示された「教育を受ける権利」が基本的な権利を侵害されているんじゃないか、というふうに思っているわけで、それについてどうなんだということで質問したのですが、答がない。一体教育を受ける権利が侵害されるのは、何人くらいになったらそういうことになるのか、2000人じゃ足りない、1万人か、2万人か、その辺のことを出していただきたいと思います。

○小野（Zoom）　名古屋の退職教員の小野です。私が出した質問2点、従軍慰安婦の記述についてと国葬問題についてご質問します。

従軍慰安婦等の記述に関しては「圧力をかけたものではない」と、5月18日の会議、ですね臨時説明会、と仰いましたが、現実には資料出していただいたように、18日に説明会やって、6月末までに必要に応じて申請・訂正、7月の調査審議会かけて、そして8月訂正の承認申請、9月8日に発表があったわけですけど、そういうスケジュールだけを見ても、昨年のこの会の文科省交渉の中でも村山さんがお答えしていて、全く閣議決定そのものの記述を要請するするものではないと仰ったのですけど、先ほどの話ですと、圧力をかけたものではないと言いながら、現実には実際は圧力がかかって、役員が会議に参加してその後すぐに各教科書会社、若干のニュアンスは違いますけど、申請に応じて、結局訂正を申請して最終的に訂正確立。それは正にこれからの制度を有効に使って検討を行っていくと、さっき仰ったけど、現実にはそれは強制という実態になっているのではないか、ということですがいかがでしょうか。

国葬問題でですが、先ほど官房長官からあったということで、特に弔意を強制するような通知を出すということではないということですけれども、中曽根元首相の時は、あれは国葬ではなかったわけですけれども、内閣自民党葬でしたが、それでも実際は相当厳しい通知を出して全国で弔意を強制されたわけです。今回も安倍元首相の個人の葬儀の時にも、文科省は何も通知を出さなかったけれども、今までの経緯から言ってということで、多くの自治体で東京都をはじめ8つほどの自治体で、実際は弔意を強制するような事態があったわけですけど、今回はそのようなことは絶対に無いと理解してよろしいのでしょうか。

○小田（Zoom）　調査研究活動をしている教育行政研究会と申します。2点、国葬で聞きたいのは、東京都教育委員会は総務局からおりてきた文書をそのまま流してそこには安倍元首相の半旗の掲揚について「特段のご配慮をお願いします」と書いてあります。これは「よろしくお取り扱い下さい」ではなく、校長の判断の余地すら入りません。「特段のご配慮をお願いします」という命令、強制を東京都教育委員会は都立高校などにやっています。これは絶対止めさせるべき、だというのが1点目。

2点目は、本当に文科省として官房長官の言うように、弔旗やなんかの強制をしないのであれば、3つのことですね、弔旗・黙祷・校長講話は必要はありませんというふうに都道府県の教育委員会に通知すべきだと思うんですね。配慮して向こうは忖度をしてやっちゃうわけですから、ということで、やる必要ないという通知をむしろ出すべきではないかということを、文科省が通知を出すことは私余り好きではないんですが、今回やらないとまた東京都教育委員会など忖度するので、以上、大きく2本の柱でお答え下さい。

○近　千葉の退職高校教員の近と申します。1点は先ほどのお答えの中で、教職員の勤務実態を調査する、と仰ってましたが、先日の埼玉県の問題の高裁判決では、教職員の勤務については正しく把握することができないからあきらめてくれ、というような判決だったです。本当の実態調査ができるならば、ちゃんと時間外勤務手当を出すことも可能だということですが、このへんについて本当にできるのですか。

もう一点は、これは絶対にお答えできないと思うんで、一応質問しますが、お答えは結構です。それはですね、さきほどからITについて、ITですね、お答えは、ICTではないですね。Cはどこへいっちゃったんでしょうか。我々が心配しているのは、デジタル導入による生徒の教育の問題です。生徒の発達について問題を起こさないかどうか、その辺は文科省は研究をされていますか。

【会場からの質問に対する回答】 １～６ （約8分）

【回答】 弟子丸知樹（総合教育政策局教育DX推進室推進室DX企画係長） １.

お時間もあることですので、端的にということでお許しいただければと思います。ご質問の中で、回答が必要だとおっしゃっていただいた部分だけお答えをさせていただきます。まず、教育データの利活用についてですね。ここでお書きをいただいているところは、データの利活用のロードマップですので、それは論点であったり今後の施策の方向性というところをお示したものです。ですので、具体的な検討、多くの部分ははこれからというふうになります。加えて、Ｑ＆Ａについて、いつまで作成するのか、というふうなお話しいただきました。これは年度末までに策定をする予定でございます。

あとは児童生徒のIDについて、ご質問いただいたかと思います。そのあたりは、デジタル庁と連携しながら検討していく課題でございます。教育分野については、教育固有でIDが必要なのかというふうな論点でございますので、その辺りも含めて検討しているところで、繰り返しですが、具体的に現在決まっていることはございません。

加えてマイナンバーカードについてご質問をいただきました。マイナンバー、番号それ自体と、具体的なマイナンバーカードですね、それは別の論点ではありながら、マイナンバーカードの活用の仕方について現在文科省で検討している最中というところです。以上になります。

○（会場から、マイナンバーカードを学校に持ってこさせるのか？大問題ですよとの声あり）

今の追加でいただいたところですけど、マイナンバーカードについては学校にたとえば持ってくることになった時の障がい、ハードルの高さというのも当然あろうか思いますので、その辺りも含めて検討しているところでございます。

【回答】 水島淳（初等中等教育局初等中等教育企画課専門官） ２.

続きまして、2番についても、簡潔に答えさせていただきます。いくつかご質問いただきました。まず大阪の安全配慮義務ということで、行われるようにとのことですが、大阪の事案は、過度にとても長時間労働に及んだというケースでありましたので、そういったケースにつきましては、かつ校長により特に何ら行われなくなったケースだと思いますので、安全配慮義務への違反が認められたと承知しておりますし、先ほども申し上げたつもりではあるんですけど、管理職たる以上、業務の内容であったりとか、業務の時間、もちろんすべてつぶさにやると、今度は管理職が大変になってしまうので、どこまでやるかという話はあると思うんですけど、そういった責任というか立場であることは認識しております。

また二つ目、「勤務の特殊性」というところで、国立とか私立についてのことなんですけど、公立の先生は地方公務員の一種でもありますし、あとは教師として私立の方でもどのように勤務時間管理であったりとか、超勤命令出しているかといった実態、正直承知はしていないんですけど、公立につきましては、学校現場、みなさんもいらっしゃったことがあれば分かると思うんですが、色んな課題とか問題とかちょっとしたトラブルとか、起きると思うんですけど、そういったものに対して、どこまでが、いずれも業務ではある、校務とは思うんですけど、どこからが校長とか管理職からの職務命令であり、どこからが自主的で創造的な活動なのか、ということ切り分けが難しいところを以て、こういった意味での「特殊性」という考え方になっております。

次、「給特法」と勤務実態調査の関係なんですけど、さきほど付帯決議、もちろん承知しておりまして、元年から3年なので、ちょうど今年今、勤務実態調査がこの付帯決議に言われている勤務実態調査であります。なので、その結果も踏まえて法制度的なあり方を含めて検討していくということになっておりますので、附帯決議の添っていると考えております。勤務実態調査、最後なんですけど、これは実際に何に、どの業務、結構細分化しているんですけど、どれくらいかけたか、時間かかったか、ということを調査するものですので、一義的には職務命令と関係なく、実際にその先生が個人のしての先生が、何にどれくらい教師としての業務に当たったかと言うことを測定する場面になりますので、それは測定できるのかな、と考えております。

【回答】 岡村眞（総合教育政策局教育人材政策課企画係長） ４（２）.

4についてです。「指針」の作成というお話しがありましたが、今回法改正に関する指針と、ガイドラインに関しては、

パブリックコメントもおこなっていまして、今もう少しで公開というか、パブリックコメント終わっての政府決定というところになると思います。こちらにも書いてはあるんですが、先ほどご指摘がありました、多忙化や、自由な時間にゆとりを持ちたい、ということだと思うんですが、時間は限られているし、内容等を精選してやった下さいということも書かれているんですが、他にも記録には、今回自主的に行う研修を任命権者が認めれば記録しても構わない、ということも書かれておりますので、それはまた記録負担がかかってしまうというところで、任命権者の判断だとは思うのですが、教師の自主的な学びやそういったところも大切にしつつ、記録すべきところは記録していくという立て付けになっております。

【回答】　田端紳（総合教育政策局教育人材政策課企画係長）　５.

5の教師不足の問題について回答差し上げます。明確に憲法違反としてどういうふうに、何人超えれば憲法違反なのかという所について明確にお答え申し上げるのは困難であると考えていますが、他方で、昨年度実施した教師不足に関する実態調査ということで申し上げれば、全国的に見れば教師不足が当然各地で発生している状況であるものの、義務標準法に基づく教職員定数については100％を越えているような状況では現在の所はございます。

もちろんスポット的にも教師不足がたくさん発生しているところ当然ございますし、そういった問題は憂慮すべき問題であるとと文科省として考えておりますので、教職を目ざす方を増やすための取り組みというのは引き続き行っておりますし、この問題については文科省として厳しく見守っていくなど、対策を検討していく必要があると思っています。

【回答】　池田真信（初等中等教育局教科書課教科書検定調整専門官）　３.

教科書についてお答えいたします。説明会の場で示した訂正申請のスケジュールは、あくまでもひとつの参考ということでございまして、実際にはそのスケジュールに則らない場合でも訂正申請を受け付けたという経緯がございます。いずれにしましても、教科書の訂正申請については発行者から訂正を受け付けるという仕組みになってございますし、今年度使用している教科書でも「日本史A」でいうと、「従軍」もいう表記を用いているのは一社のみになりますけれど、7点全点の「慰安婦」そのもの自体はちゃんと扱っているという状況であります。いずれにしましても、「圧力」というふうには考えてございません。

【回答】　古島裕太（大臣官房総務課専門官）　６.

「国葬」に関しまして追加でご質問いただきました。中曽根元総理の「合同葬儀」の際でございますけれども、それも国の方が、要望の弔意表明につきまして閣議了解されまして、それについて要望書という形になっております。最終的な判断は各自治体の方が教育委員会それぞれやるという形になっておりまして、今回に関しましては、文部科学省の方が特に通知をする予定がない、ということでございますので、引き続き各自治体において適切にご判断いただくものというふうに考えております。

○司会者　それでは時間もすぎていますので終了いたします。